

蟹江町における人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和6年度における職員の任免の状況 (単位：人)

区分 任命権者	採用			退職			
	競争試験	選考試験	計	定年等	その他	死亡	計
町長部局等	15	0	15	1	8	0	9
教育委員会	2	0	2	1	1	0	2
消防本部等	1	0	1	1	2	0	3
計	18	0	18	3	11	0	14

(2) 職員数 (令和6年4月1日現在) (単位：人)

区分 任命権者	職員定数	現数
町長部局等	250	222
教育委員会	27	23
消防本部等	63	59
計	340	304

2 人事評価の状況

(1) 制度の概要

職員の能力評価及び業績評価を管理し、昇任、昇格、分限等への人事管理や給与等へ反映を行っている。

(2) 対象職員

全職員

(3) 評価の方法

能力評価と業績評価の2本立てで評価を行う。

(4) 評価期間

区分	評価の対象となる期間	評価基準日
能力評価	4月1日～3月31日	2月1日
業績評価	4月1日～3月31日	2月1日

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度一般会計決算額)

住民基本台帳人口 (令7.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
36,824人	千円 13,883,353	千円 417,015	千円 3,102,114	% 22.3

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度一般会計予算)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	

296人	千円 1, 022, 589	千円 262, 113	千円 582, 842	千円 1, 867, 814	千円 6, 310
------	-------------------	----------------	----------------	-------------------	--------------

(注) 給与費は、令和6年度当初予算の計上額であり、職員手当には退職手当は含まれていない。

(3) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		初 任 給	採用2年経過日 給 料 額
行政職員	大学卒	220, 000円	230, 000円
	高校卒	188, 000円	201, 000円

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が良好な勤務成績で勤務し、2年後に受けることとなる給料額について掲げたものである。

(4) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	288, 600円	313, 300円	358, 700円
高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし

(5) 一般行政職員の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

(※税務、保育士、保健師、消防、水道、技能労務職を除く。)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な 職務内容	部長	次長	課長	課長補佐	係長 主査・主任	主事		
職 員 数	5人	3人	16人	10人	55人	22人	22人	133人
構 成 比	3.8%	2.3%	12.0%	7.5%	41.4%	16.5%	16.5%	100.0%

(6) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職員	286, 400円	37.5歳

(7) 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

期末・勤勉 手当		期 末	勤 勉
	6月期	月分 1. 225	月分 1. 025
	12月期	月分 1. 275	月分 1. 075
	計	月分 2. 5	月分 2. 1
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

退職手当		自己都合	定年・勧奨
	令和5年度中の一人平均支給額	1, 189千円	—

地域手当	支給対象地域	全 地 域
	支給率	6%
	支給対象職員数	299人
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	17, 374円

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分	報 酬 等 の 月 額	期 末 手 当	
町 長	895,000円	6月期 12月期 計	1.70月分 1.75月分 3.45月分
副 町 長	745,000円		
教 育 長	665,000円		
議 長	410,000円		
副 議 長	325,000円		
議 員	300,000円		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場）（令和6年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 休暇の種類（令和6年4月1日現在）

区分	付与日数	区分	付与日数	区分	付与日数
年次休暇	20日	結 婚	7日以内	父母の祭日	1日
病気休暇	必要と認められる最小 限度の期間	出 産	産前7週間 産後8週間	忌引	親族の区分により1日 から10日までの期間
選挙権等行使	必要と認められる期間	育児時間	1日2回	夏季休暇	5日以内
証人等出頭	必要と認められる期間	妻の出産補助	2日以内	住居滅失	7日以内
骨髄移植	必要と認められる期間	育児参加	5日以内	交通遮断	必要と認められる期間
ボランティア	5日以内	子の看護	5日以内	介護休暇	必要と認められる期間

5 職員の休業に関する状況

育児休業等取得者数（令和6年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得した職員数）（単位：人）

区 分	町長部局等		教育委員会		消防本部等		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業取得者数	2	5	0	0	0	0	2	5
部分休業取得者数	2	5	0	0	0	0	2	5
計	2	10	0	0	0	0	4	10

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況（令和6年度）

（単位：人）

理由 区分	心身の故障 のため、長期 の休養を要 する場合	刑事事件に 関し起訴さ れた場合	学術に関す る事項の調 査、研究又は 指導に従事 する場合	外国の政府 等の招きに より、これら の機関の業 務に従事す る場合	災害により、 生死不明又 は所在不明 となった場 合	合 計
町 長 部 局 等	7	0	0	0	0	7
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
消 防 本 部 等	0	0	0	0	0	0
合 計	7	0	0	0	0	7

イ 職員の意に反する降任・免職の状況（令和6年度）

（単位：人）

理由 処分内容		勤務実績が 良くない場 合	心身の故障 のため職務 遂行に支障 がある場合	職に必要な 適格性を欠 く場合	廃職又は過 員を生じた 場合	合 計
降任	町長部局等	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	消防本部等	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
免職	町長部局等	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	消防本部等	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和6年度）

（単位：人）

処分の種類 処分事由		免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局等	給与・任用に関する不正関係	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係 （職務専念義務違反、職務命令違反等）	0	0	0	0	0
	一般非行関係（傷害、暴行等）	0	0	0	1	1
	収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
	道路交通法違反関係	0	0	0	0	0
	監督責任関係	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
教育委員会	給与・任用に関する不正関係	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係 （職務専念義務違反、職務命令違反等）	0	0	0	0	0
	一般非行関係（傷害、暴行等）	0	0	0	0	0
	収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
	道路交通法違反関係	0	0	0	1	1
	監督責任関係	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
消防本部等	給与・任用に関する不正関係	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係 （職務専念義務違反、職務命令違反等）	0	0	0	0	0
	一般非行関係（傷害、暴行等）	0	0	0	0	0
	収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
	道路交通法違反関係	0	0	0	0	0
	監督責任関係	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	2	2

7 職員の服務の状況

服務制度に関する研修及び綱紀肅正等の実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、随時、職員研修または主管部課長会議や通知文書等により、服務規律の徹底を図っている。

8 職員の退職管理の状況

平成29年4月1日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法（以下「改正法」という。）が施行された。

改正法の施行に合わせ、改正法による規制のほか、「職員の退職管理に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、本町職員の退職管理の適正化を図り、町政に対するより一層の信頼を確保できるように取り組んでいる。

【退職管理の規制等の概要】

(1) 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制（改正法第38条の2）

営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけすることが禁止されている。

(2) 再就職情報の届出（条例第3条）

管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、再就職した場合は任命権者に届けることが義務付けられている。

9 職員の研修の状況

蟹江町職員の研修に関する規程に基づき、職務上の高度な知識、能力を習得するため職員研修を実施している。

令和6年度研修実績

研 修 名	受講者数	研 修 主 催
新規採用職員研修	16名	海部地区市町村職員研修協議会
一般職員研修	29名	〃
コミュニケーション力向上研修	3名	〃
課長研修	3名	愛知県市町村振興協会研修センター
課長補佐研修	4名	〃
地方自治法研修	5名	〃
地方税研修	5名	〃
地方公務員法研修	6名	〃
法制執務研修	6名	〃
政策形成のための情報分析研修	1名	〃
財務会計初任者実務研修	1名	〃
財務諸表の読み方研修	3名	〃
情報公開・個人情報保護研修	1名	〃
民法研修（家族法）	1名	〃
クレーム対応研修	1名	〃
折衝力・交渉力向上研修	2名	〃
タイムマネジメント研修	2名	〃
職場でのコミュニケーション研修	3名	〃
DX研修	2名	〃
JST基本コース指導者養成研修	2名	〃
コーチング研修	1名	〃
新規採用職員入職時研修	18名	蟹 江 町
保育士・幼稚園教諭のための保育行政	1名	全国市町村国際文化研修所
これからの自治体人材マネジメント	1名	〃
使用料等の債権回収	1名	〃
シニアマネジャー研修	1名	〃
災害発生時の市町村の対応	1名	〃
自治体マネジメントのための地方公会計実務	1名	〃

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会（令和6年度）

福利厚生事業に係る決算額	6, 9 3 7 千円
互助組合等に対する補助金等の額	9 5 1 千円
互助組合等の事務費・人件費に係るものの額	1 千円
会員による掛金の額	4, 6 4 6 千円
公費負担率	1 7 . 0 %
会員一人当たりの補助金額	3, 1 2 5 円

(2) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（町長部局等及び教育委員会）（令和6年度）

負 傷	疾 病	死 亡	合 計
2	0	0	2

※（ ）は現在、公務災害補償基金にて認定審査中の件数

イ 通勤災害認定件数（町長部局等及び教育委員会）（令和6年度）

出勤途上	退勤途上	合 計
0	0	0

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

区 分	件 数	備 考
前年度からの繰越件数（ A ）	—	
当年度中の新規要求件数（ B ）	—	
当年度中取扱い件数（ C=A+B ）	—	
当年度中終了件数（ D ）	—	
次年度への繰越件数（ E=C-D ）	—	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和6年度）

区 分	件 数	備 考
前年度からの繰越件数（ A ）	—	
当年度中の新規要求件数（ B ）	—	
当年度中取扱い件数（ C=A+B ）	—	
当年度中終了件数（ D ）	—	
次年度への繰越件数（ E=C-D ）	—	